

水道におけるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について

1. 調査内容及び方法

水道事業、水道用水供給事業及び専用水道における「水道水におけるクリプトスポリジウム対策指針」（以下「対策指針」という。）に基づく浄水施設でのろ過又は紫外線処理施設の整備や水源変更等によるクリプトスポリジウム対策の実施状況について平成21年3月末時点で調査を行った。また、これまでのクリプトスポリジウム等の検出による給水停止等の対応状況を取りまとめた。

2. 調査結果等

(1) 平成21年3月末現在の対策指針に基づく予防対策の実施状況は表-1、2、3及び図-1、2のとおり。

①表流水、伏流水、浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）19,954施設のうち、水道原水のクリプトスポリジウムによる汚染のおそれがある施設（予防対策の必要な施設）は5,948施設（約30%）である。

②このうち3,512施設では、既に対策施設設置等の予防対策について実施済みである。

③残る2,436施設については、対策施設設置等について検討中である。このような施設には簡易水道等の小規模な水道事業者によるものが多いため、給水人口ベースでは簡易水道の占める割合は15%にすぎないが、施設数ベースでは約2/3を占める。

・給水人口ベース

簡易水道：約82万人（15%）、上水道：約445万人（83%）

・施設数ベース

簡易水道：1,600施設（66%）、上水道：634施設（26%）

これらの施設では、当面の措置として新対策指針に基づき原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行うこととされている。

(2) 水道の浄水等でクリプトスポリジウム等が検出され、給水停止等の対応を行ったとして、平成22年1月末迄に厚生労働省健康局水道課に報告された事例は表-4のとおり。なお、平成8年の埼玉県越生町上水道における事故以降、水道水を介した感染症発生事例は報告されていない。

(参考) クリプトスポリジウム等対策の促進策について

厚生労働省においては、平成9年度から膜処理施設の整備を国庫補助の対象とし、さらに、平成17年度には、簡易水道におけるクリプトスポリジウム対策としてろ過施設整備に代替して開発する水源施設の整備を国庫補助対象に加え、積極的に対策を進めてきたところである。また、平成19年3月の水道施設の技術的基準を定める省令の改正を踏まえ、一般的なろ過施設より安価に整備することができる紫外線処理施設の整備を国庫補助対象に加えるとともに、対策が必要な既存水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合等に必要な施設の整備を国庫補助対象に加え、クリプトスポリジウム等対策の一層の推進を図ることとしている。

表―1 対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成21年3月末現在）

	水道事業		水道用水 供給事業	専用水道	合計
	上水道	簡易水道			
調査対象浄水施設 ^{注1} 数	5,281	8,497	170	6,006	19,954
給水人口 ^{注3} (人)	118,589,376	5,460,116	－	527,417	124,576,909
レベル4施設数	949	2,113	142	208	3,412
対応済みの浄水施設数	884	1,447	142	152	2,625
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	65 (22)	666 (183)	0 (0)	56 (13)	787 (218)
給水人口(人)	581,675	315,291	0	17,497	914,463
レベル3施設数	875	1,420	4	237	2,536
対応済みの浄水施設数(ろ過)	306	486	3	92	887
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	10	8	0	8	26
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	569 (245)	934 (215)	1 (1)	145 (23)	1,649 (484)
給水人口(人)	3,865,363	504,605	4,038	37,646	4,411,652
レベル2施設数	1,084	1,487	4	1,108	3,683
レベル1施設数	1,371	1,240	5	1,968	4,584
レベル不明施設数 ^{注4}	1,002	2,237	15	2,485	5,739

注1) 「調査対象浄水施設」とは、表流水、伏流水、湧水、地下水（浅井戸及び深井戸）を水源とする浄水施設（全量浄水受水以外の施設）である。

注2) 「対策施設設置等を検討中の浄水施設」とは、対応に必要な浄水施設のうち、対策指針に示すろ過施設の設置等の恒久的な予防対策を検討中（実施中を含む）の施設であり、このうち具体的な導入予定のある施設数を括弧内に示す。なお、これらの施設では、当面の措置として原水の水質監視を徹底し、クリプトスポリジウム等が混入するおそれが高まった場合には、取水停止等を行っている。

注3) 厚生労働省水道課調べ（平成19年度）による。

注4) 水道原水に係わる指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査結果に基づくレベル判断を未実施である施設の数。ろ過等による浄水処理対策を実施済みの施設も含まれる。

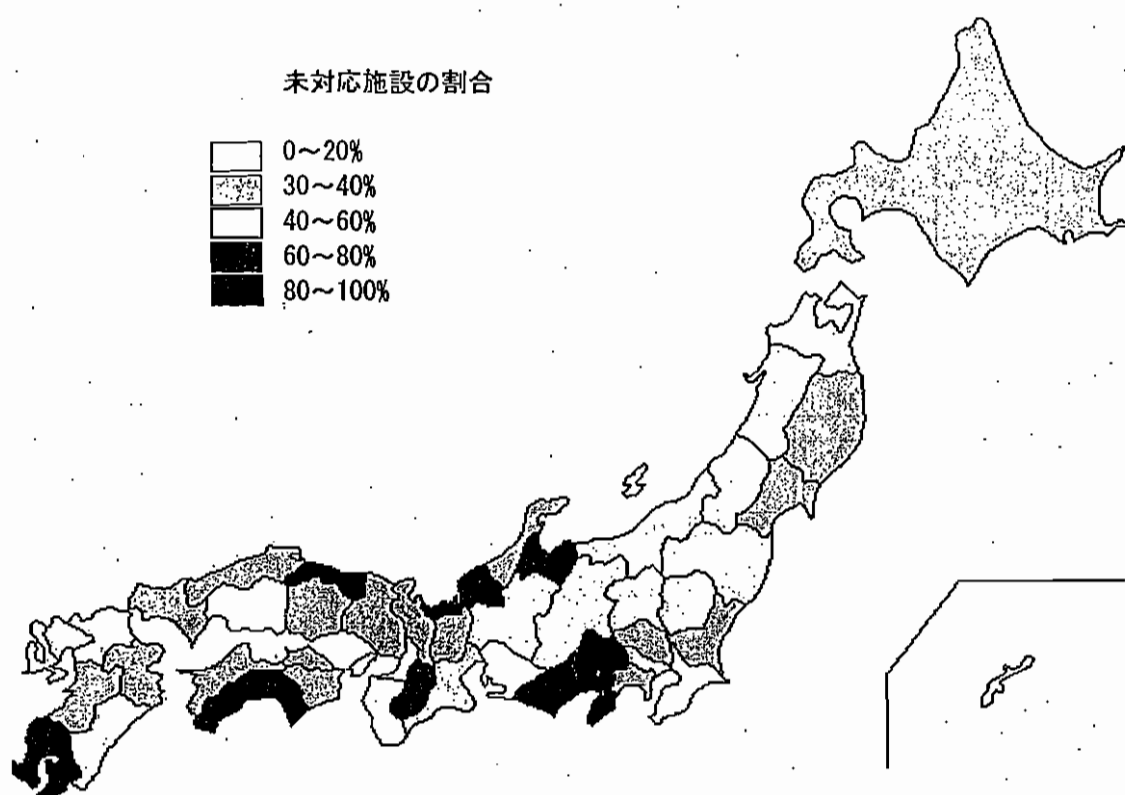
表一 2 都道府県別対応状況 (施設数)

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	996	383	38.5%	255	66.6%	128	33.4%
青森県	262	77	29.4%	43	55.8%	34	44.2%
岩手県	457	167	36.5%	112	67.1%	55	32.9%
宮城県	248	109	44.0%	84	77.1%	25	22.9%
秋田県	479	146	30.5%	68	46.6%	78	53.4%
山形県	208	75	36.1%	38	50.7%	37	49.3%
福島県	499	155	31.1%	85	54.8%	70	45.2%
茨城県	395	77	19.5%	60	77.9%	17	22.1%
栃木県	534	75	14.0%	33	44.0%	42	56.0%
群馬県	296	68	23.0%	39	57.4%	29	42.6%
埼玉県	392	88	22.4%	59	67.0%	29	33.0%
千葉県	837	52	6.2%	44	84.6%	8	15.4%
東京都	285	57	20.0%	49	86.0%	8	14.0%
神奈川県	369	67	18.2%	41	61.2%	26	38.8%
新潟県	570	165	28.9%	85	51.5%	80	48.5%
富山県	388	78	20.1%	21	26.9%	57	73.1%
石川県	339	55	16.2%	37	67.3%	18	32.7%
福井県	250	91	36.4%	28	30.8%	63	69.2%
山梨県	576	156	27.1%	30	19.2%	126	80.8%
長野県	760	233	30.7%	120	51.5%	113	48.5%
岐阜県	706	301	42.6%	173	57.5%	128	42.5%
静岡県	902	162	18.0%	47	29.0%	115	71.0%
愛知県	365	102	27.9%	93	91.2%	9	8.8%
三重県	344	101	29.4%	46	45.5%	55	54.5%
滋賀県	199	103	51.8%	76	73.8%	27	26.2%
京都府	450	228	50.7%	160	70.2%	68	29.8%
大阪府	261	62	23.8%	52	83.9%	10	16.1%
兵庫県	464	144	31.0%	88	61.1%	56	38.9%
奈良県	188	25	13.3%	10	40.0%	15	60.0%
和歌山県	217	98	45.2%	81	82.7%	17	17.3%
鳥取県	379	72	19.0%	14	19.4%	58	80.6%
島根県	365	197	54.0%	133	67.5%	64	32.5%
岡山県	284	165	58.1%	124	75.2%	41	24.8%
広島県	372	146	39.2%	119	81.5%	27	18.5%
山口県	270	99	36.7%	76	76.8%	23	23.2%
徳島県	218	87	39.9%	64	73.6%	23	26.4%
香川県	125	94	75.2%	63	67.0%	31	33.0%
愛媛県	535	244	45.6%	165	67.6%	79	32.4%
高知県	356	49	13.8%	18	36.7%	31	63.3%
福岡県	514	109	21.2%	91	83.5%	18	16.5%
佐賀県	200	51	25.5%	26	51.0%	25	49.0%
長崎県	628	172	27.4%	96	55.8%	76	44.2%
熊本県	717	81	11.3%	52	64.2%	29	35.8%
大分県	519	165	31.8%	104	63.0%	61	37.0%
宮崎県	284	156	54.9%	75	48.1%	81	51.9%
鹿児島県	871	311	35.7%	90	28.9%	221	71.1%
沖縄県	81	50	61.7%	45	90.0%	5	10.0%
合計	19,954	5,948	29.8%	3,512	59.0%	2,436	41.0%

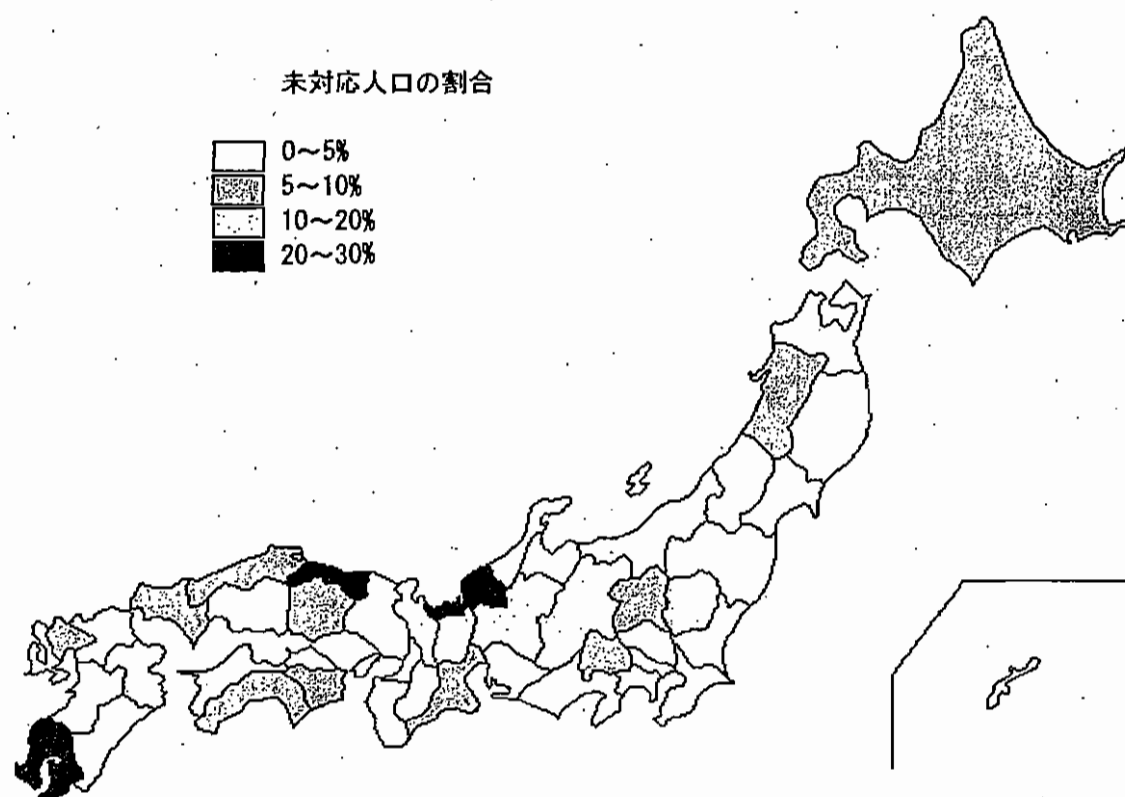
表―3 クリプトスポリジウム対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,433,173	4,953,999	91.2%	479,174	8.8%
青森県	1,360,457	1,312,098	96.4%	48,359	3.6%
岩手県	1,254,893	1,200,149	95.6%	54,744	4.4%
宮城県	2,316,193	2,276,460	98.3%	39,733	1.7%
秋田県	998,063	919,384	92.1%	78,679	7.9%
山形県	1,162,405	1,139,285	98.0%	23,120	2.0%
福島県	1,894,584	1,813,375	95.7%	81,209	4.3%
茨城県	2,719,430	2,658,715	97.8%	60,715	2.2%
栃木県	1,908,676	1,675,330	87.8%	233,346	12.2%
群馬県	1,996,635	1,828,703	91.6%	167,932	8.4%
埼玉県	7,095,266	6,838,552	96.4%	256,714	3.6%
千葉県	5,772,312	5,770,488	100.0%	1,824	0.0%
東京都	12,839,534	12,835,442	100.0%	4,092	0.0%
神奈川県	8,900,673	8,784,177	98.7%	116,496	1.3%
新潟県	2,366,908	2,313,099	97.7%	53,809	2.3%
富山県	1,025,878	997,405	97.2%	28,473	2.8%
石川県	1,150,931	1,141,899	99.2%	9,032	0.8%
福井県	783,588	580,966	74.1%	202,622	25.9%
山梨県	868,909	814,369	93.7%	54,540	6.3%
長野県	2,147,071	1,839,456	85.7%	307,615	14.3%
岐阜県	2,010,853	1,661,796	82.6%	349,057	17.4%
静岡県	3,750,183	3,596,842	95.9%	153,341	4.1%
愛知県	7,349,205	7,197,089	97.9%	152,116	2.1%
三重県	1,844,639	1,667,827	90.4%	176,812	9.6%
滋賀県	1,398,464	1,348,054	96.4%	50,410	3.6%
京都府	2,621,909	2,538,972	96.8%	82,937	3.2%
大阪府	8,818,313	8,797,977	99.8%	20,336	0.2%
兵庫県	5,574,036	5,349,547	96.0%	224,489	4.0%
奈良県	1,392,694	1,389,715	99.8%	2,979	0.2%
和歌山県	1,003,938	964,663	96.1%	39,275	3.9%
鳥取県	589,740	442,381	75.0%	147,359	25.0%
島根県	701,852	658,634	93.8%	43,218	6.2%
岡山県	1,923,556	1,806,910	93.9%	116,646	6.1%
広島県	2,703,476	2,626,615	97.2%	76,861	2.8%
山口県	1,353,283	1,277,533	94.4%	75,750	5.6%
徳島県	755,577	686,282	90.8%	69,295	9.2%
香川県	989,958	949,141	95.9%	40,817	4.1%
愛媛県	1,368,437	1,131,172	82.7%	237,265	17.3%
高知県	720,195	663,020	92.1%	57,175	7.9%
福岡県	4,679,766	4,594,072	98.2%	85,694	1.8%
佐賀県	812,607	756,057	93.0%	56,550	7.0%
長崎県	1,417,259	1,350,499	95.3%	66,760	4.7%
熊本県	1,561,142	1,545,737	99.0%	15,405	1.0%
大分県	1,082,384	960,004	88.7%	122,380	11.3%
宮崎県	1,103,650	932,041	84.5%	171,609	15.5%
鹿児島県	1,684,797	1,309,829	77.7%	374,968	22.3%
沖縄県	1,369,417	1,359,072	99.2%	10,345	0.8%
合計	124,576,909	119,254,832	95.7%	5,322,077	4.3%

注）現在給水人口は厚生労働省水道課調べ（平成19年度）による。



図一 1 都道府県別対応状況（施設数）



図一 2 都道府県別対応状況（給水人口）

表ー４ 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

平成 22 年 1 月末現在

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備 考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民 14,000 人のうち 8,800 人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から 受水	浄水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを 検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施 設設置	浄水からジアルジア検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活性 炭処理	ろ材入替、浄水処理管 理強化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理 装置設置、長期的には 上水道事業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過 施設設置、長期的には 水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用 制限、浄水処理管理強 化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁 度管理を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検 出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過（濁度 管理不可）	紫外線処理施設設置 予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
	22					

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

(3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成16年1月22日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成20年度の衛生管理状況の調査を実施した。また、登録簡易専用水道検査機関（以下「登録検査機関」という。）に対し、平成20年度の検査実績の調査を実施した。

平成20年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した地方公共団体の機関による検査実績及び登録検査機関から収集した登録検査機関による検査実績をもとに集計した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査対象施設数	206,451	210,913	211,274	211,252	212,573
検査実施施設数	168,087	172,548	166,868	165,534	170,064
受検率	81.4%	81.8%	79.0%	78.4%	80.0%

注)

・各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

			平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査指摘施設数			47,625	61,285	48,660	55,542	50,411
検査指摘率			36.2%	35.5%	31.3%	32.4%	29.6%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	17.4%	17.9%	17.8%	15.7%	14.0%
		受水槽本体の状態	18.5%	15.5%	18.0%	16.0%	16.7%
		受水槽上部の状態	7.7%	9.3%	8.3%	8.6%	8.1%
		受水槽内部の状態	11.8%	11.8%	12.0%	11.9%	12.2%
		マンホールの状態	20.7%	20.0%	20.8%	21.2%	20.0%
		オーバーフロー管の状態	12.2%	11.0%	10.7%	9.7%	9.2%
		通気管の状態	14.8%	13.8%	13.2%	12.8%	12.6%
		水抜き管の状態	9.3%	9.7%	9.3%	8.4%	9.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	9.4%	10.4%	11.8%	10.0%	9.4%
		高置水槽上部の状態	2.6%	3.1%	2.4%	2.2%	2.1%
		高置水槽内部の状態	9.7%	9.4%	9.0%	8.4%	8.6%
		マンホールの状態	16.5%	16.2%	16.6%	16.3%	15.0%
		オーバーフロー管の状態	8.1%	7.9%	7.8%	6.4%	6.3%
		通気管の状態	14.2%	15.1%	15.8%	15.9%	15.7%
		水抜き管の状態	3.3%	2.8%	3.0%	1.9%	2.4%
		他	給水管等の状態	1.1%	1.6%	1.6%	1.4%
水 質 検 査	臭気		0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
	味		0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
	色		0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
	色度		0.1%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%
	濁度(濁りを含む)		0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%
	残留塩素		1.5%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
書類の整備保存の状況			23.9%	30.5%	27.4%	29.7%	29.8%

注)

※1: 検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2: 検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容の推移

			平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
報告施設数			856	738	698	668	693
報告率			0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	25.9%	11.1%	10.7%	10.9%	6.6%
		受水槽本体の状態	37.9%	23.4%	20.8%	24.0%	23.4%
		受水槽上部の状態	9.5%	7.5%	7.0%	7.8%	5.2%
		受水槽内部の状態	21.5%	25.3%	18.3%	17.2%	12.6%
		マンホールの状態	32.6%	19.1%	16.9%	17.7%	13.3%
		オーバーフロー管の状態	22.2%	10.2%	8.5%	8.8%	4.2%
		通気管の状態	18.7%	11.8%	9.9%	11.2%	7.5%
		水抜き管の状態	25.5%	6.0%	3.9%	5.8%	2.5%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	20.9%	16.5%	15.6%	15.4%	14.9%
		高置水槽上部の状態	3.2%	3.8%	2.4%	3.1%	2.3%
		高置水槽内部の状態	18.2%	15.6%	13.0%	10.8%	9.5%
		マンホールの状態	40.8%	20.5%	18.2%	19.5%	12.1%
		オーバーフロー管の状態	16.1%	10.7%	7.9%	11.8%	4.9%
		通気管の状態	32.0%	15.9%	16.6%	15.7%	14.9%
		水抜き管の状態	5.0%	4.7%	3.0%	3.6%	1.6%
	他	給水管等の状態	1.9%	2.2%	2.6%	8.2%	8.2%
水 質 検 査	臭気		0.4%	0.3%	0.6%	0.4%	0.3%
	味		0.4%	0.7%	0.3%	0.7%	0.1%
	色		0.5%	1.2%	1.1%	1.2%	0.6%
	色度		2.6%	2.6%	2.0%	2.1%	1.3%
	濁度(濁りを含む)		1.2%	0.9%	1.3%	0.7%	0.1%
	残留塩素		18.9%	28.2%	25.9%	26.3%	29.3%
書類の整備保存の状況			11.7%	16.1%	17.2%	19.2%	8.5%

注)

※1: 平成15年9月末までの報告施設数は、昭和53年6月5日付水道環境部長通知(環水第63号)の規程に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。平成15年10月以降の報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2: 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成17	平成18	平成19	平成20
報告施設数		738	698	668	693
報告率		0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	2.4%	3.6%	6.3%	8.7%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.5%	4.4%	3.6%	2.7%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	29.7%	26.4%	28.0%	32.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	8.1%	5.4%	6.3%	4.5%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	56.1%	47.3%	50.0%	46.8%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	16.4%	13.3%	25.3%	18.0%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成15年7月23日付厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成20年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	4,806	1,276	236	4
保健所設置市	4,868	1,197	1,081	0
特別区	51	9	13	0
合計	9,725	2,482	1,330	4

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成20年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	2,951	2,040	69.1
青森	836	810	96.9
岩手	1,110	839	75.6
宮城	1,412	1,306	92.5
秋田	604	564	93.4
山形	1,266	902	71.2
福島	1,730	1,405	81.2
茨城	3,460	2,707	78.2
栃木	1,737	1,220	70.2
群馬	2,813	1,914	68.0
埼玉	10,668	6,600	61.9
千葉	5,416	4,921	90.9
東京	8,261	7,579	91.7
神奈川	4,229	3,861	91.3
新潟	2,009	1,318	65.6
富山	518	445	85.9
石川	618	458	74.1
福井	751	583	77.6
山梨	1,498	1,147	76.6
長野	1,769	1,415	80.0
岐阜	1,322	1,253	94.8
静岡	3,385	2,739	80.9
愛知	4,365	4,129	94.6
三重	1,561	1,132	72.5
滋賀	2,430	1,745	71.8
京都	1,759	1,156	65.7
大阪	7,467	5,650	75.7
兵庫	4,368	3,816	87.4
奈良	1,222	1,104	90.3
和歌山	504	496	98.4
鳥取	802	748	93.3
島根	912	683	74.9
岡山	553	475	85.9
広島	1,408	1,164	82.7
山口	1,444	840	58.2
徳島	1,081	647	59.9
香川	713	614	86.1
愛媛	1,292	775	60.0
高知	293	282	96.2
福岡	1,595	1,484	93.0
佐賀	1,279	1,063	83.1
長崎	563	482	85.6
熊本	476	467	98.1
大分	569	548	96.3
宮崎	445	376	84.5
鹿児島	900	883	98.1
沖縄	2,810	2,688	95.7
合計	99,174	79,473	80.1

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,634	3,208	88.3
小樽市	248	231	93.1
函館市	457	309	67.6
旭川市	445	363	81.6
青森市	516	379	73.4
盛岡市	836	519	62.1
仙台市	4,198	3,125	74.4
秋田市	537	484	90.1
郡山市	751	550	73.2
いわき市	458	391	85.4
宇都宮市	1,177	767	65.2
さいたま市	3,044	2,009	66.0
川崎市	786	556	70.7
千葉市	1,640	1,431	87.3
船橋市	1,148	909	79.2
柏市	566	509	89.9
八王子市	827	736	89.0
横浜市	9,054	5,184	57.3
川崎市	3,409	2,818	82.7
横須賀市	621	438	70.5
藤沢市	912	625	68.5
相模原市	1,080	1,046	96.9
新潟市	1,528	1,385	90.6
富山市	457	402	88.0
金沢市	486	444	91.4
長野市	446	325	72.9
岐阜市	393	388	98.7
静岡市	1,319	1,181	89.5
浜松市	1,102	976	88.6
名古屋市	5,611	4,995	89.0
豊橋市	543	344	63.4
豊田市	581	402	69.2
岡崎市	570	401	70.4
四日市市	241	162	67.2
京都市	3,710	3,390	91.4
大阪市	8,271	6,564	79.4
堺市	1,197	998	83.4
東大阪市	830	637	76.7
高槻市	327	279	85.3
神戸市	2,846	2,418	85.0
尼崎市	933	795	85.2
西宮市	1,323	1,187	89.7
姫路市	1,140	1,067	93.6
奈良市	630	582	92.4
和歌山市	697	590	84.6
岡山市	1,168	1,035	88.6
倉敷市	493	435	88.2
広島市	2,884	2,472	85.7
呉市	446	318	71.3
福山市	636	490	77.0
下関市	502	337	67.1
高松市	837	809	96.7
松山市	1,092	549	50.3
高知市	454	454	100.0
福岡市	4,741	4,213	88.9
久留米市	338	212	62.7
北九州市	2,886	2,175	75.4
大牟田市	126	124	98.4
長崎市	672	604	89.9
佐世保市	430	298	69.3
熊本市	1,121	1,068	95.3
大分市	740	709	95.8
宮崎市	474	431	90.9
鹿児島市	945	906	95.9
合計	92,510	74,138	80.1

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田	1,451	1,036	71.4
中央	1,447	1,024	70.8
港	1,639	1,486	90.7
新宿	1,410	1,210	85.8
文京	674	461	68.4
台東	559	473	84.6
墨田	522	361	69.2
江東	1,076	905	84.1
品川	888	690	77.7
目黒	458	331	72.3
大田	1,166	711	61.0
世田谷	1,177	1,084	92.1
渋谷	1,008	845	83.8
中野	468	302	64.5
杉並	542	347	64.0
豊島	783	469	59.9
北	580	538	92.8
荒川	350	301	86.0
板橋	1,057	895	84.7
練馬	997	759	76.1
足立	1,042	909	87.2
葛飾	798	670	84.0
江戸川	797	646	81.1
合計	20,889	16,453	78.8

(合計)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	99,174	79,473	80.1
保健所 設置市	92,510	74,138	80.1
特別区	20,889	16,453	78.8
合計	212,573	170,064	80.0
(平成 19年度)	(211,252)	(165,534)	(78.4)

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易
専用水道の一部(延べ面積10,000㎡以上)
については、東京都分として計上した。

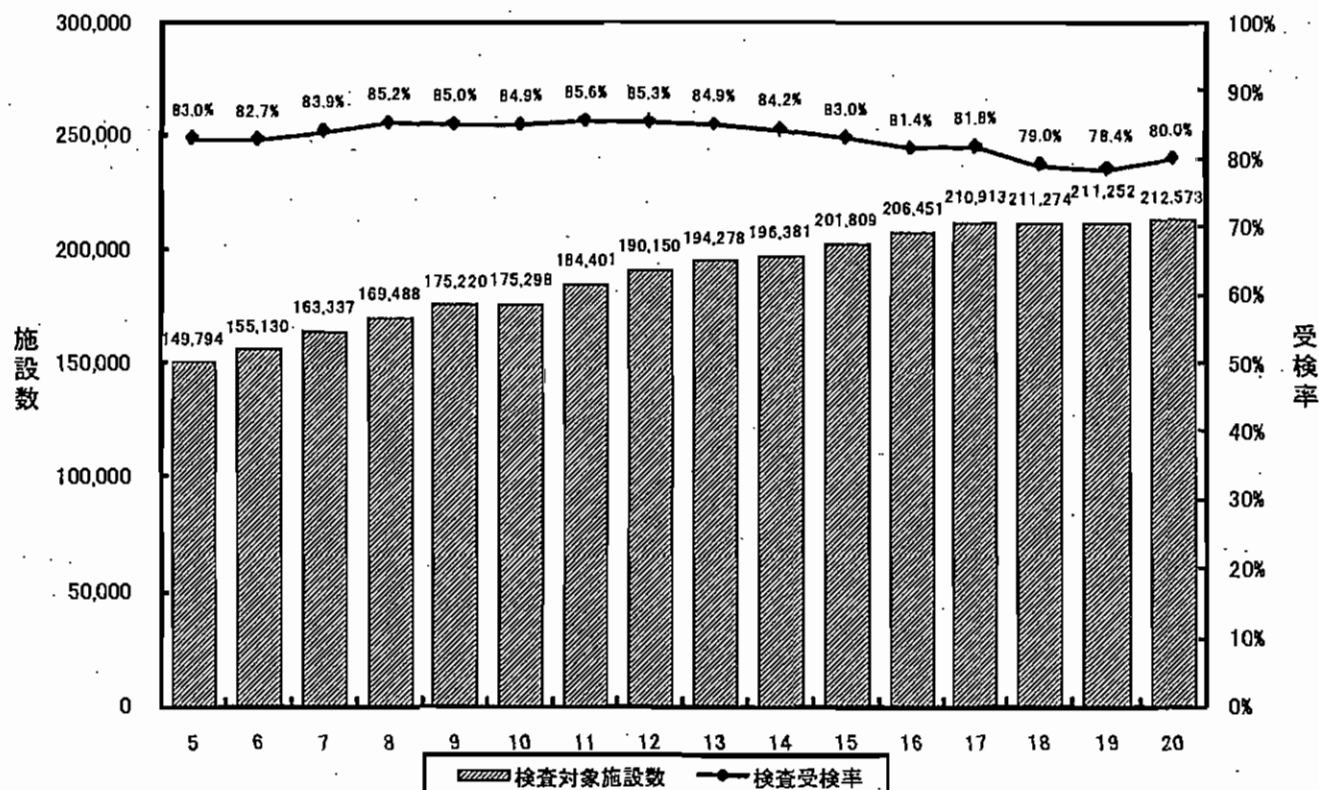


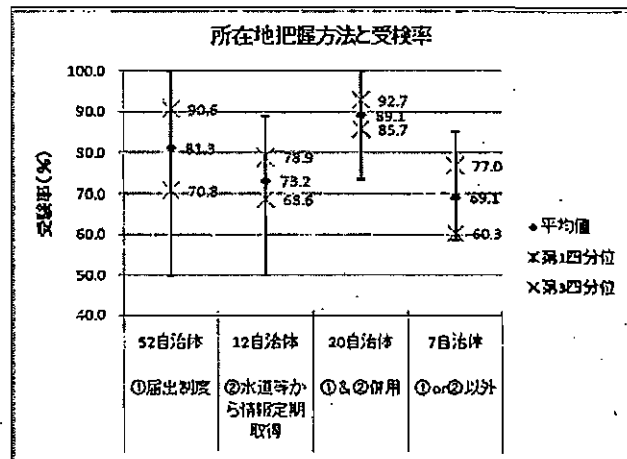
図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(1)

- 以下の関係機関を対象にアンケート調査を実施。
 - 各都道府県、簡易専用水道施設数上位2位の自治体を対象に、簡易専用水道の管理の状況の把握方法や指導方法等についてアンケート調査を実施。
 - 厚生労働大臣認可の水道事業者を対象に、貯水槽水道情報把握状況等についてアンケート調査を実施。
- 当該調査結果等を踏まえ、今後、簡易専用水道における衛生確保のより一層の推進につなげる対策を検討しているところ。

施設の所在地把握の方法と受検率の関係

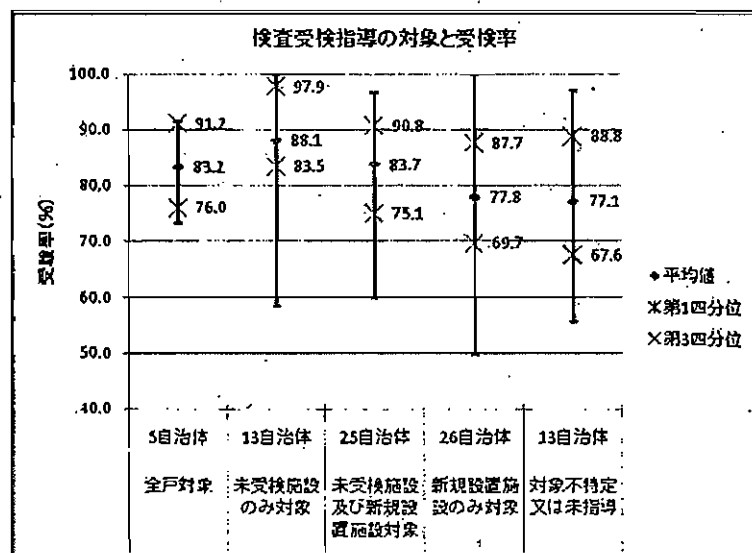
- 施設の設置届出制度を設け、さらに水道事業者等から所在情報を定期的に提供を受け、比較的最新の施設所在地を把握している自治体の受検率が高い傾向。



簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(2)

検査受検指導の対象と受検率の関係

- 法定検査の受験指導の対象として、未受検施設に対する指導を実施している自治体の受検率が高い傾向。



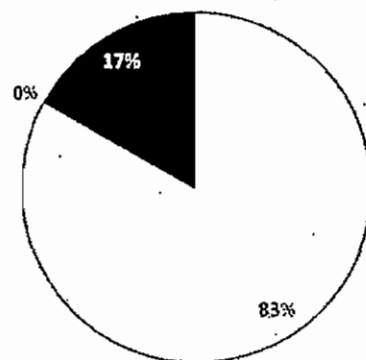
簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(3)

□ 登録検査機関による代行報告について

- 特に衛生上問題のある施設の戸別把握等に至っていない自治体において、衛生確保の観点から必要な指導を行うため、登録検査機関による代行報告は有効と考える自治体が83%ある。
- すでに代行報告制度を設けている自治体においても、有効な方法としている。

登録検査機関による代行報告

□有効である □効果はない ■どちらとも言えない

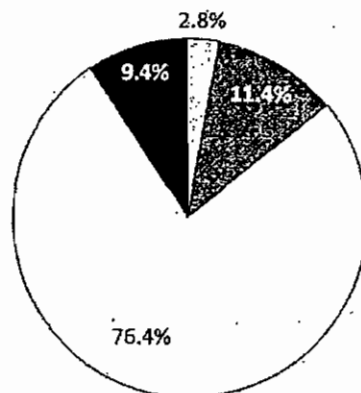


簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(4)

□ 水道事業体における貯水槽水道の把握状況①

- 88%の水道事業体が、貯水槽水道の有無を需要者若しくは建物ごとに把握し、さらに、そのうち76%の水道事業体が、受水槽の有効貯水量を把握している(右図参照)。
- また、82%の水道事業体が台帳等により貯水槽水道の所在地等を整理している。

水道事業体における貯水槽水道情報の把握内容 (速報値)

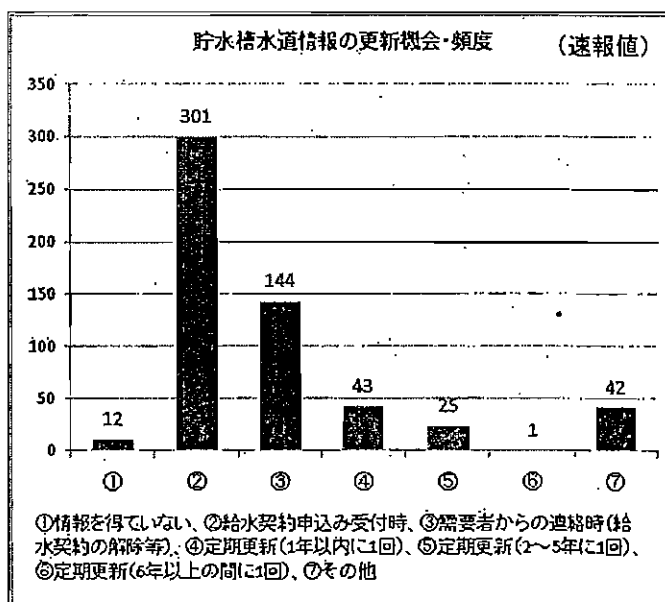


□未把握 □戸別に貯水槽水道の有無を把握
□戸別に受水槽有効容量を把握 ■その他

簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(5)

□ 水道事業体における貯水槽水道の把握状況②

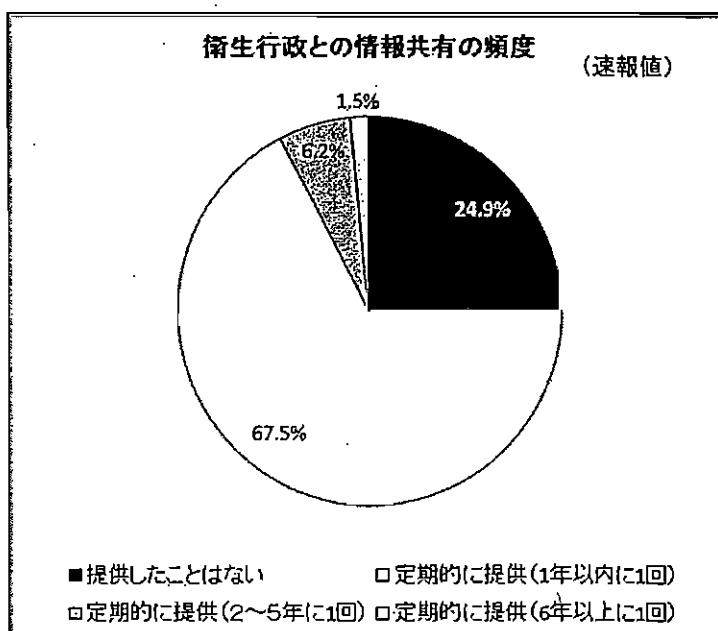
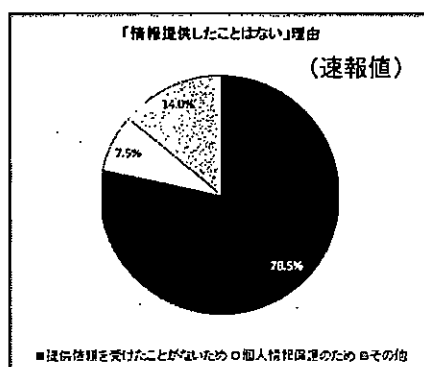
- 一方、その情報の更新については、給水契約の解除等の需要者からの連絡時の情報更新反映がやや少ない。



簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(6)

□ 水道事業体と衛生行政部局との情報共有①

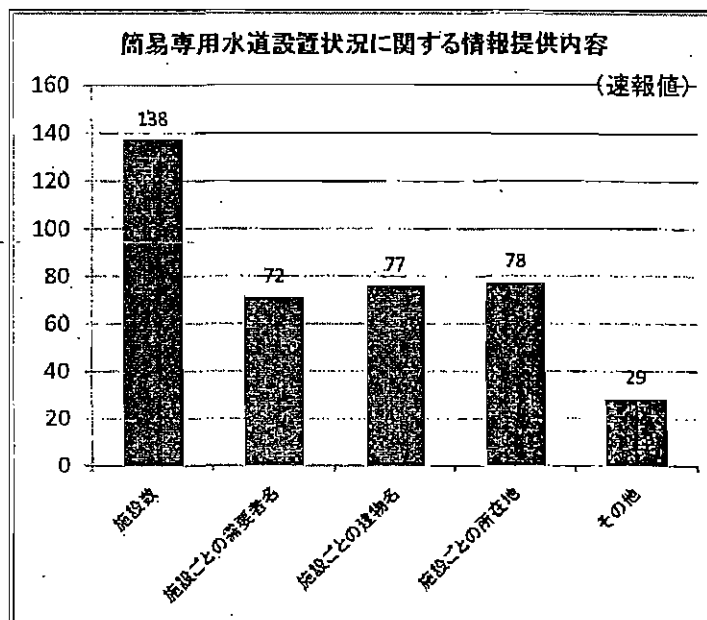
- 75%の水道事業体が、都道府県等衛生行政部局と貯水槽水道設置状況に関する情報を定期的に提供している。
- 「情報提供したことはない」理由のほとんどが「提供依頼を受けたことがない」ためとしている。



簡易専用水道の管理の検査 受検率向上の検討(7)

□ 水道事業体と衛生行政部局との情報共有②

- 水道事業体から都道府県等衛生行政部局へ提供している情報内容は、多くが施設数の情報。それと比較すると所在地情報を提供していると水道事業体はそれほど多くない。



(2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況(平成20年度)

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査対象施設数	907,055	888,469	893,770	883,329	907,843
検査実施施設数	26,411	27,125	25,660	23,316	23,463
受検率	2.9%	3.1%	2.9%	2.6%	2.6%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移(平成20年度)

		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査指摘施設数		9,498	10,014	9,064	8,023	7,298
検査指摘率		36.0%	36.9%	35.3%	36.7%	31.1%
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	6.4%	10.0%	20.9%	14.0%	11.1%
	受水槽本体の状態	2.9%	3.2%	10.0%	9.8%	10.9%
	受水槽上部の状態	1.1%	1.6%	4.8%	5.1%	4.8%
	受水槽内部の状態	7.6%	11.3%	18.1%	20.5%	12.4%
	マンホールの状態	11.1%	19.8%	28.7%	25.1%	21.7%
	オーバーフロー管の状態	7.1%	12.7%	18.5%	14.6%	12.8%
	通気管の状態	3.8%	4.0%	11.3%	12.3%	12.6%
	水抜き管の状態	3.2%	4.8%	8.3%	9.1%	10.7%
	高置水槽本体の状態	2.1%	3.2%	6.5%	1.7%	7.0%
	高置水槽上部の状態	0.7%	0.8%	1.8%	3.5%	1.8%
	高置水槽内部の状態	4.8%	6.0%	13.0%	15.7%	9.6%
	マンホールの状態	9.2%	14.0%	27.9%	21.0%	19.6%
	オーバーフロー管の状態	5.1%	8.8%	16.0%	8.9%	8.8%
	通気管の状態	3.3%	4.3%	12.2%	12.4%	13.9%
	水抜き管の状態	1.1%	1.8%	3.5%	3.5%	4.0%
	他 給水管等の状態	0.3%	0.3%	0.8%	0.9%	1.7%
水 質 検 査	臭気	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	色度	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	濁度(濁りを含む)	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	0.2%
	残留塩素	1.3%	0.8%	1.1%	7.5%	1.4%
書類の整備保存の状況		14.4%	32.6%	34.8%	30.7%	37.0%

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成21年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3以上
栃木県	要領	H1.6.15	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H14.10.18	全施設
富山県			
石川県	要領	H20.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.11.1	全施設
岐阜県			
静岡県			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
高知県	要領	H3.1.1	全施設
	要領	H9.8.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	要領	S59.7.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要領	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	要領	H12.4.1	5m3以下
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
さいたま市	条例	H15.4.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
千葉市	条例	H4.4.1	全施設
	要領	H12.6.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
横浜	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H10.4.1	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市			
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H17.1.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋	要綱	S.52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市	条例	H15.4.1	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
神戸市	要綱	H11.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
姫 路 市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H16.4.1	全施設
奈 良 市			
和 歌 山 市			
岡 山 市	要領	H15.4.1	全施設
倉 敷 市	要領	H15.4.1	全施設
広 島 市	要領	H3.9.1	全施設
呉 市	要綱	S62.4.1	全施設
福 山 市	要領	H10.4.1	全施設
下 関 市	条例	S41.12.27	全施設
高 松 市	要綱	H11.12.1	全施設
松 山 市	(要領)		
高 知 市	要綱	H10.4.1	全施設
福 岡 市	要領	S64.1.1	全施設
久 留 米 市			
北 九 州 市	要領	H15.4.1	全施設
大 牟 田 市	要領	H3.4.1	全施設
長 崎 市	要綱	H15.4.1	全施設
佐 世 保 市	(要領)		
熊 本 市	要綱	H5.7.1	全施設
大 分 市	要綱	H15.4.1	全施設
宮 崎 市	要領	H15.4.1	全施設
鹿 児 島 市	要領	H15.4.1	全施設

特 別 区	種類	施行日	対象施設
千 代 田 区	要綱	S59.5.1	全施設
中 央 区	要綱	S59.7.1	全施設
	要領	S59.7.1	全施設
港 区	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H6.4.1	全施設
新 宿 区	要綱	S59.4.1	全施設
文 京 区	要綱	S59.3.31	全施設
台 東 区	要綱	S59.6.1	全施設
墨 田 区	要綱	S60.4.1	全施設
江 東 区	要綱	S60.6.1	全施設
品 川 区	要綱	S60.4.1	全施設
	要領	S60.4.1	全施設
目 黒 区	要綱	S.59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
大 田 区	要綱	S52.4.1	全施設
世 田 谷 区	要綱	H10.4.1	全施設
渋谷 区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中 野 区	要綱	S61.10.30	全施設
杉 並 区	要綱	S59.5.16	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊 島 区	要綱	S59.4.1	全施設
	要領	S59.4.1	全施設
北 区	要綱	S59.7.1	全施設
荒 川 区	要綱	S60.5.1	全施設
板 橋 区	要綱	S55.9.30	全施設
練 馬 区	要綱	S59.6.1	全施設
足 立 区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛 飾 区	要綱	S59.9.1	全施設
江 戸 川 区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成20年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率
小規模貯水槽水道	全体計※	907,843	23,463	2.6%	7,298	31.1%
	5m ³ <V≤10m ³	584,397	5,676	1.0%	2,083	36.7%
	0m ³ <V≤5m ³	145,673	12,276	8.4%	3,978	32.4%
簡易専用水道	全体計※	212,573	170,064	80.0%	50,411	29.6%
	100m ³ <V	7,389	5,371	72.7%	972	18.1%
	80m ³ <V≤100m ³	5,043	3,933	78.0%	863	21.9%
	60m ³ <V≤80m ³	7,433	5,865	78.9%	1,325	22.6%
	40m ³ <V≤60m ³	18,777	14,863	79.2%	3,783	25.5%
	20m ³ <V≤40m ³	60,659	48,532	80.0%	13,933	28.7%
	10m ³ <V≤20m ³	88,280	63,369	71.8%	21,009	33.2%

注)

※「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

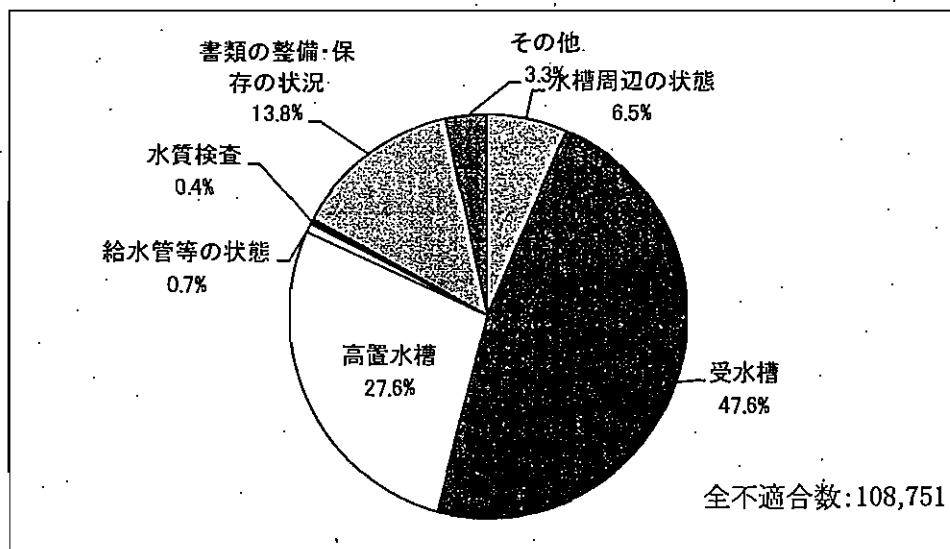


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成 20 年度)

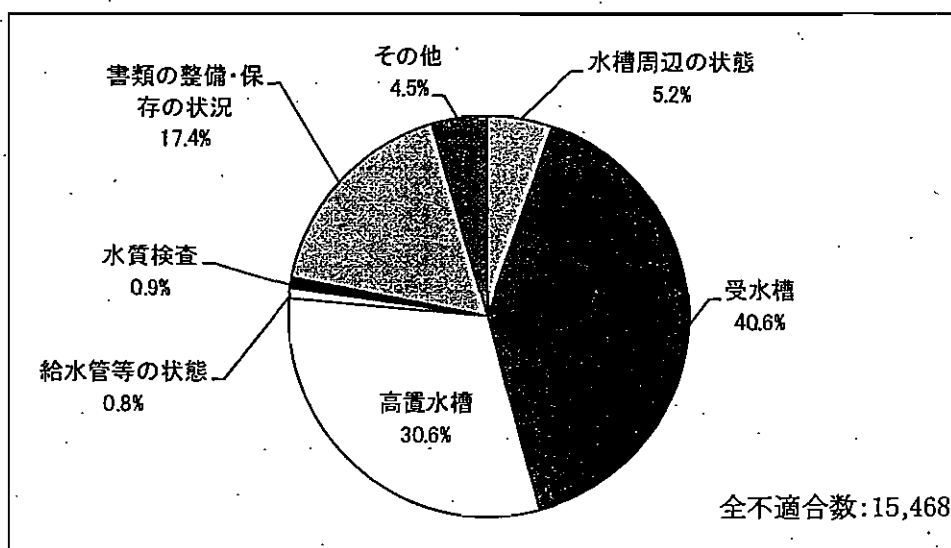


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平 20 年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

(3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目※1に係る水質検査状況(平成20年度)

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査井戸数※2	54,029	55,752	56,831	56,831	46,469
基準超過井戸数(超過率※3)	12,691 (23.5%)	14,833 (26.6%)	12,815 (22.5%)	12,815 (22.5%)	10,378 (22.3%)
一般細菌	6,024 (13.1%)	6,619 (13.5%)	7,239 (13.3%)	7,239 (13.3%)	5,851 (12.6%)
大腸菌(群)	3,007 (6.6%)	2,985 (6.1%)	3,001 (5.5%)	3,001 (5.5%)	3,123 (6.7%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	2,902 (6.3%)	2,672 (5.6%)	2,472 (4.8%)	2,472 (4.8%)	1,616 (3.5%)
その他項目※1	5,055 (7.1%)	6,161 (7.9%)	6,780 (8.1%)	6,780 (8.1%)	5,999 (12.9%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成20年度)

年 度	対 応 状 況※4									
	専 用 井 戸※5					併 用 井 戸※5				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成16	927	1,701	771	520	3,919	2,282	701	341	186	3,510
平成17	274	517	615	834	2,240	1,401	471	141	239	2,252
平成18	208	459	539	446	1,652	1,162	241	55	298	1,756
平成19	221	1,104	751	188	2,264	1,091	233	270	103	1,697
平成20	187	346	172	298	1,003	742	192	45	60	1,039

注)

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量等)、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等※¹の水質基準超過状況(平成 20 年度)

	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
検査井戸数※ ²	5,531	6,466	5,577	4,867	4,697
基準超過井戸数(超過率※ ³)	248 (4.5%)	277 (4.3%)	259 (4.6%)	177 (3.6%)	167 (3.6%)
四塩化炭素	6 (0.2%)	14 (0.5%)	7 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)
1,4-ジオキサン※ ¹	- (-)	- (-)	- (-)	1 (0.1%)	0 (-)
1,1-ジクロロエチレン	14 (0.5%)	14 (0.5%)	10 (0.3%)	6 (0.2%)	7 (0.1%)
シス-1,2-ジクロロエチレン	20 (0.7%)	18 (0.6%)	25 (0.8%)	19 (0.7%)	16 (0.3%)
ジクロロメタン	- (-)	- (-)	- (-)	0 (-)	0 (-)
テトラクロロエチレン	136 (3.0%)	216 (4.2%)	191 (3.7%)	138 (3.1%)	109 (2.3%)
トリクロロエチレン	74 (1.6%)	99 (2.0%)	121 (2.3%)	71 (1.6%)	41 (0.9%)
ベンゼン	- (-)	- (-)	- (-)	2 (0.1%)	1 (0.1%)
1,2-ジクロロエタン	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等	1 (0.0%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 20 年度)

年 度	対 応 状 況※ ⁴							
	専 用 井 戸※ ⁵				併 用 井 戸※ ⁵			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 16	19	19	28	66	153	6	16	175
平成 17	21	30	10	61	93	16	4	113
平成 18	48	16	3	67	76	6	3	85
平成 19	127	21	2	150	43	6	2	51
平成 20	102	7	38	147	90	5	6	101

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成 19 年度から集計している。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目^{※1}の水質基準超過状況(平成20年度)

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
検査井戸数 ^{※2}	21,856	18,399	18,465	21,573	19,439
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,558 (7.1%)	1,307 (7.1%)	1,517 (8.2%)	1,502 (7.0%)	1,852 (9.5%)
ヒ素	261 (5.9%)	231 (6.3%)	193 (3.8%)	228 (5.3%)	187 (1.0%)
フッ素	162 (4.4%)	293 (7.3%)	371 (7.8%)	410 (8.1%)	402 (2.1%)
水銀	16 (0.5%)	18 (0.7%)	20 (0.7%)	7 (0.3%)	4 (0.0%)
六価クロム	11 (0.4%)	8 (0.3%)	7 (0.2%)	41 (1.3%)	5 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	949 (4.6%)	936 (4.8%)	1,259 (7.1%)	1,428 (6.1%)	1,847 (9.5%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成20年度)

年 度	対 応 状 況 ^{※5}					
	専 用 井 戸 ^{※6}			併 用 井 戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成16	79	105	184	309	8	317
平成17	60	111	171	171	26	197
平成18	84	102	186	175	48	223
平成19	151	66	217	234	73	307
平成20	140	197	337	90	24	114

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
 - ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
 - ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
 - ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガ、硬度等)である。
 - ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
 - ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
 - ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
- ・ 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

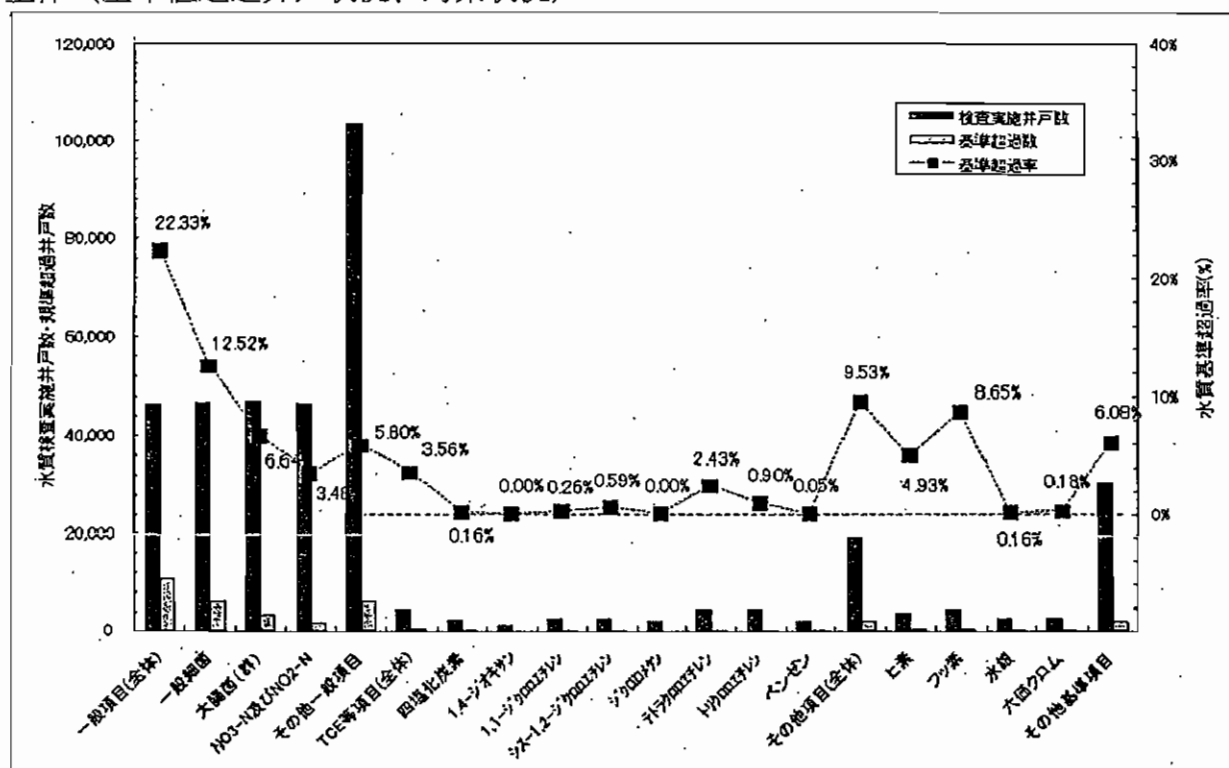


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成 20 年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成 20 年度)

規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(730)	388	114	238
	その他	(5,422)	3,459	1,287	2,530
	小計	(6,152)	3,847	1,401	2,768
要綱・要領等対象施設	一般飲用井戸	411,703 (51,825)	13,906	1,146	5,320
	業務用飲用井戸	39,657 (8,323)	6,074	343	2,341
	その他の井戸	105,320 (30,530)	7,670	595	2,441
	小計	556,680 (90,678)	27,650	2,084	10,102
規制対象外施設	一般飲用井戸	188,543 (66,400)	7,362	547	4,401
	業務用飲用井戸	4,180 (2,720)	1,584	144	454
	その他の井戸	143,355 (2,355)	7,221	808	2,378
	小計	336,078 (71,475)	16,167	1,499	7,233
合計		898,910 (168,305)	47,664	4,984	20,103

注)

一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。
その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。
設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。

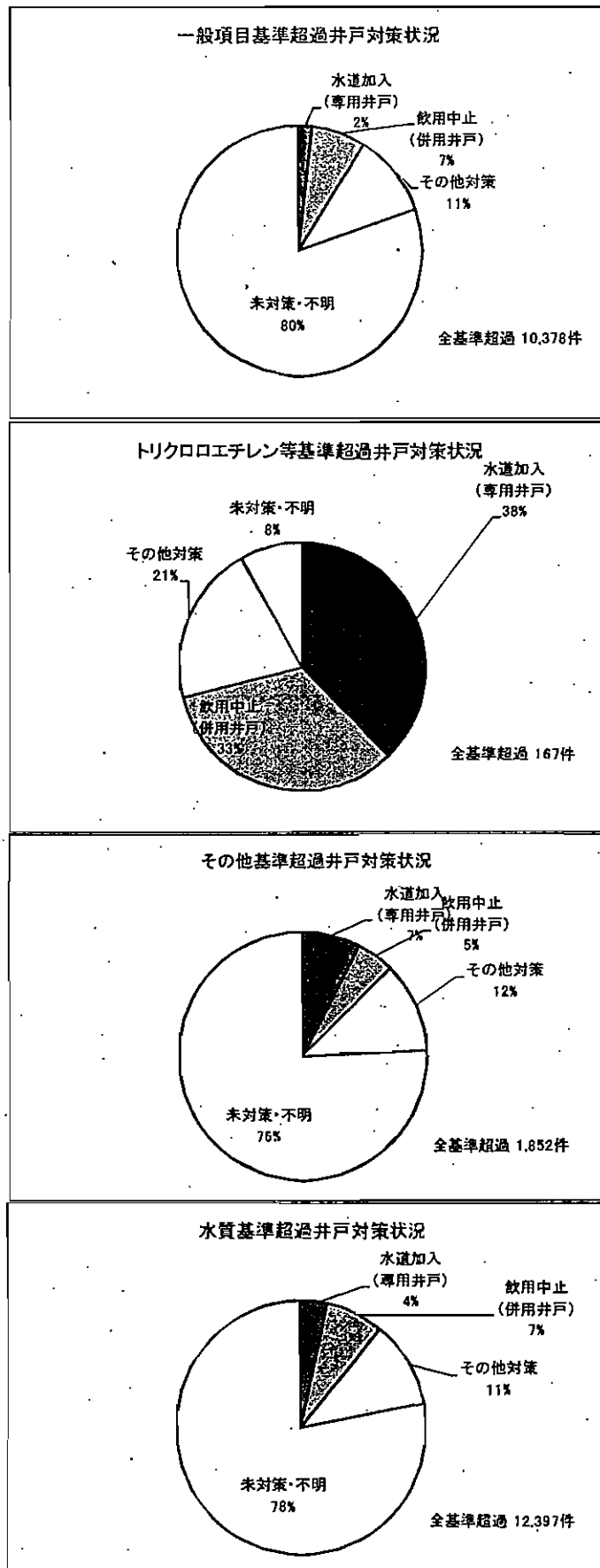


図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成20年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成20年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	41		73			49		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
検査項目・結果への助言	20	28	39	29	18	22	11	8
	(48.8%)	(68.3%)	(53.4%)	(39.7%)	(24.7%)	(44.9%)	(22.4%)	(16.3%)
周辺汚染情報の提供	11	13	17	12	10	4	1	1
	(26.8%)	(31.7%)	(23.3%)	(16.4%)	(13.7%)	(8.2%)	(2.0%)	(2.0%)
条例等による水質検査の指導	20	27	21	17	8	2	1	1
	(48.8%)	(65.9%)	(28.8%)	(23.3%)	(11.0%)	(4.1%)	(2.0%)	(2.0%)
設置届出指導	16	21	5	6	4	0	0	0
	(39.0%)	(51.2%)	(6.8%)	(8.2%)	(5.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
PRパンフレット	10	14	20	17	15	9	3	3
	(24.4%)	(34.1%)	(27.4%)	(23.3%)	(20.5%)	(18.4%)	(6.1%)	(6.1%)
研修会、講習会	5	4	0	2	1	1	0	0
	(12.2%)	(9.8%)	(0.0%)	(2.7%)	(1.4%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.0%)

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成21年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要綱	H15.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
岩手県	要綱	S62.8.21	全施設
	条例	S34.4.1	1日の利用者が100人超
宮城県	要綱	H15.3.31	全施設
	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上100人以下
	要綱	S62.4.1	30人未満
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要綱	H3.11.20	全施設
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要綱	H1.10.1	50人以下
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.11.1	50人以上
	要綱	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	S33.10.24	30人以上
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S63.8.1	全施設
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上100人以下
富山県	要綱	H14.4.22	全施設
石川県	要綱	H21.4.1	全施設(天水を利用する施設は除く)
福井県	要綱	S63.4.1	全施設
山梨県	要綱	H14.12.4	全施設
長野県	要綱	H5.12.1	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
静岡県			
愛知県	要綱	S62.4.1	全施設
	要綱	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要綱	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.4.10	業務用井戸及び10世帯以上
大阪府	条例	S33.4.1	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要綱	S62.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H17.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要綱	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要綱	H1.4.1	全施設
広島県	要綱	H5.12.1	全施設
山口県			
徳島県	要綱	S63.4.1	全施設
香川県	要綱	S63.7.16	全施設
愛媛県	要綱	S62.7.1	全施設
高知県	要綱	H3.1.1	全施設
福岡県	要綱	S63.4.1	全施設
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上100人以下
長崎県			
熊本県			
大分県	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S62.4.1	全施設
鹿児島県			
沖縄県			
特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設
保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
小樽市	要綱	H1.1.20	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
旭川市	要綱	H18.4.1	全施設
青森市	要綱	H19.10.1	全施設
盛岡市			
仙台市	(条例)		30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	(条例)		30人以上
	要綱	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H8.12.20	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要綱	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	(条例)		50人以上
	要綱	H14.4.1	50人未満
さいたま市	(条例)		50人以上又は10世帯以上
川越市	(条例)		50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H19.12.26	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横浜市	条例	H4.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
横須賀市			
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	条例	H12.3.28	食品営業施設
富山市			
金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H17.1.1	20人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要綱	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S62.1.1	全施設
豊橋市	要綱	H12.4.1	全施設
愛田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
	その他	H11.1.8	全施設
岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
四日市市			
京都市	要綱	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市			
東大阪市	要綱	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
	要綱	S63.4.1	〃
	要綱	H3.7.10	全施設
高槻市	要綱	H15.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
	要綱	H15.4.1	〃
神戸市	(条例)		50人以上
尼崎市	(条例)		50人以上
西宮市	(条例)		50人以上
姫路市	(条例)		50人以上
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要綱	H6.4.1	全施設
倉敷市	(要綱)		全施設
広島市	要綱	S62.4.1	全施設
呉市	(要綱)		全施設
福山市	要綱	H10.4.1	全施設
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要綱)		全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要綱	S64.1.1	全施設
久留米市			
北九州市	(要綱)		全施設
大牟田市	要綱	H3.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設(個人用除く)
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	(条例)		50人以上
	(要綱)		全施設
宮崎市	要綱	H16.4.1	全施設
鹿児島市			

特別区23区のうち、この他の18区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。()は、国の要綱や県の条例・要綱等を用いているもの。